

令和2年第7回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年7月10日(金) 午後1時30分から午後3時55分
- 2 場 所 菊池市役所2階 204号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子 5番/榎田 實 6番/緒方哲郎 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志 9番/右田博昭 10番/右田正臣 11番/高山悦子 13番/緒方啓一 14番/丸山利明 15番/荒木孝子 16番/水上義夫 17番/川口毅憲 18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 欠席委員 12番/松永孝志
- 5 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 新堀 誠
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第5条許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
議案第5号 農用地利用集積計画変更承認について
議案第6号 あっせん申出について
議案第7号 非農地証明願について
報 告 合意解約について
そ の 他

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただききたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日は、議席番号12番/松永委員から欠席の届出がっております。本日の会議につきましては、19名中18名の委員さんにご出席いただいております、菊池市農業委員会会議規則第9条に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より「令和2年第7回菊池市農業委員会会議」を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づき、本日の議事録署名者として、指名をします。議席番号1番/工藤清子委員と議席番号2番/永田孝子委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

《 議案審議 》

会 長) 本日の議題は、第1号から第7号までの議案7件及び報告案件1件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 議案第1号/新規就農について、ご説明させていただきます。1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、3件でございます。2ページをご覧ください。1件目の「農業計画書」です。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、開けていただいて、3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。6月30日に、丸山会長、担当地区の永田孝子委員・本藤推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、永田孝子委員よりご意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田です。実家が農業をされており、後継ぎとして新規就農されるものでございます。新たにイチゴ栽培に取り組まれる計画で、現在、親戚の方から栽培方法等を習っておられます。新規就農されることに、問題はないと思います。皆様ご審議、よろしくをお願いいたします。

事務局長） ありがとうございます。4ページをご覧ください。2件目の「農業計画書」です。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、開けていただいて、5ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。6月30日に、丸山会長、担当地区の工藤清子委員・上野推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、工藤清子委員よりご意見をお願いいたします。

工藤清子委員） 1番の工藤でございます。以前から、自営業の傍ら実家の農作業を手伝っておられましたが、今回、実家の農地を贈与により譲り受けられることが決まったことから、妹さんといっしょに営農されるものでございます。何ら問題はないかと思えます。よろしく審議の程をお願いいたします。

事務局長） ありがとうございます。6ページをご覧ください。3件目の「農業計画書」です。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積、開けていただいて、7ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。6月30日に、丸山会長、担当地区の川口委員・末田推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、川口委員よりご意見をお願いいたします。

川口委員） 17番の川口です。仕事の合間に農作業や出荷作業を手伝っておられましたが、定年退職を機に義理の兄から農地を譲り受けられ、新規就農してニンニクやホウレン草を作付けされる予定になっております。問題はないと思えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長） ただ今、新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

永田正一郎委員） 1番のイチゴを作られる方は、かなり上がるんですね。だから一回限りということですよ。

会 長） 今回の事業計画については、5年を目処にしているということで、1年目でこれだけ上がるという認識ではないと思えます。

永田正一郎委員） 1年でも2反作れば上がりますよね。

会 長） これはあくまでも本人さんの申請を基にしておりますので、給付金についても農政課がどういう風に判断するかということで、給付金の方は農政課が担当して

おりますので。ただ、事務局としてもきちんとした対応をしなければいけないので、今から確認をさせますので、後から答えてもよろしいでしょうか。

永田正一郎委員) いいです。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。

8ページをお開きください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転8件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 議案に入ります前に、今月の案件は、全て農地法第3条第2項各号に該当しませんので、適当であると考えられます。それでは、1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は、場所は龍門小学校跡地より手前に1kmくらいの隈府よりのところですが、染土という地区で、旧県道の10mくらい道下の田んぼですが、譲渡人は花や野菜の苗づくりを仕事とされておりまして、他の農地にはあまり手が回らない状態で、また今は健康状態も悪いということで、草は切っておらず少し荒地のようになっています。そのため、健康状態も悪いということから、この所有権移転に踏み切られたものと思います。譲受人は、私は面識がないので分

かりませんが、農地が荒れておりますので、譲受人が来てまた整理をされれば、また元に戻っていいんじゃないかなと思っております。ご審議の程、宜しく願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

高木委員) 19番の高木です。7日の日に、角田推進委員と現地を確認いたしました。場所は、菊池北中学校から西へ約1.5kmくらいで、迫間川を渡ったところに位置します。父から子への贈与でございます。水田は田植えが終わっておりまして、畑は綺麗に管理されておりました。問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。7日の日に現地確認いたしました。上の2つが菊池グリーンロードのコッコファームから花房交差点に向かいます中間地点のところにごございます畑でして、構造改善事業にはのっておりませんで、雑種地みたいなところに畑がありまして、先月この譲受人の方が堆肥センターを建設するというところの隣地になっております。それと2つ目の下の方の畑2筆が、これが花房の大体同じところがありますが、山沿いのところに畑が2つありまして、こちらも現在荒れております。お互いの合意によりまして、売買になったわけですが、今後譲受人の方としましては、耕して野菜を栽培したいということで、お互いの合意による売買でございます。問題ないと思います。よろしく願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。譲渡人と譲受人のお互いの要望による所有権移転です。場所は、七城町市営流川住宅から北西に150m程度のところであり、譲受人さんの自宅から20m程度北側にある農地です。譲受人さんは、家族3人で耕作されており、今回の農地では大豆を作付けする予定とのこと。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。譲渡人の方は学校の先生をされており、定年後も再雇用で学校の仕事を続けられております。譲受人の方は、先ほど新規就農申請された方です。地元に戻って来られるなら、農地を受け継いで守ってくれないか、と話がまとまりました。何ら問題はないかと思えます。よろしく審議の程をお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 11ページをご覧ください。6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。譲渡人の方はご高齢でございます。譲受人の方は熊本市にお住まいですが、仕事が休みの日はおじいさんの家に帰って来て、農業を手伝っておられます。祖父から孫への贈与でございます。何ら問題はないと思えます。よろしく審議の程お願いいたします。野菜と栗を作付けする予定です。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。申請地は、泗水の吉富保育園というのがありますが、そこから西へ大体400mくらい入ったところの久米の公民館の近くの農地になります。この譲受人は先ほど新規就農をされると言われた方です。譲渡人と譲受人は義理の兄弟でありまして、義理の兄からの贈与ということで、譲受人は会社退職後に新規就農して、ニンニクとかホウレン草を作付けされる予定になっております。問題はないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。申請地は、泗水の浄化センターがありますが、その公衆用道路を挟んだ西側に位置しております。譲渡人の方がもうご高齢でもありますし、何も作れないということで、譲受人との間の売買という話でまとまりました。譲受人の方は、近隣で奥さんの実家の畑とか水田を本当に一生懸命小作されております。息子さんもお手伝いされて、シイタケなどを栽培されるという予定ですので、問題はないと思います。ご審議お願いします。

会 長) 農地法第3条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山委員) 11番の高山です。3番の方なんですが、譲受人は〇〇〇〇〇にお住まいで、家族数は1人と書いてありますが、この方が自分で〇〇まで来られて、野菜の栽培をされるということなんでしょうか。

事務局) それでは、お答えさせていただきます。申請を受け付けた時に、熊本市でお1人ということで私もお伺いしましたら、申請書の中に1人で通いで180日来られるということをお聞きしています。以上です。

会 長) この方は、先月か何かに法人の届け出をされて、法人化して菊池の方で農業をされているということで、そういった説明をした方が分かりやすいのではないかと思いますが。

事務局) そうですね。法人の〇〇〇〇〇の代表の方でして、今回は個人で申請をされております。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、許可することに決定いたします。
次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) 議案第3号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。
13ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は所有権移転8件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 資料の14ページになります。所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田17㎡の所有権を取得して資材置場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から東に約600mの位置にある農地になります。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある農地であることから、第3種農地になります。次に現況写真をご覧ください。申請地は、転用者が所有する作業場の裏に位置しており、平成16年頃にコンクリートを打設してから現在まで、自ら営む建設業の廃材置場として利用されていることから、追認許可の案件となります。なお、平成20年の地籍調査の立ち合いにおいて、譲渡人・譲受人の両者共が農地の存在に初めて気付いたとのことであり、始末書が添付してあります。位置図については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。始末書の件の方は、今事務局から説明されたとおりでございます。今回の申請地は、菊池市役所からおっしゃいましたけれども、私は菊池女子高等学校横の交差点を、菊池赤水線の方へ300m行って左折

をしまして、それから50mくらい進みますと、川口瓦工業所がございます。その横に位置します。現地調査を7月7日に、事務局・代理人・本藤推進委員・私とで立ち合いました。申請人さんは、建設業を営んでおられ、建設の廃棄物の一時的な仮置場とするスペースが不足しているので、一時仮置場を別途確保することで作業の効率化を図ることができると考えておられましたところ、ちょうどこの度条件の整った申請地を無償にて取得出来る機会を得られたので、今回の申請に及んだわけでございます。計画の概要は、議案書のとおりでございます。給水は不要、雑水・生活排水は発生いたしません。雨水は既存の水路へ放流されます。排水同意もとられております。このようなことから、転用はいた仕方ないのではないかと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書に記載のとおりです。利用者は個人で、畑1,269㎡の所有権を取得して、農業用施設に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北東に約4.5kmの位置にある農地です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地です。なお申請地は、農振農用地区域内農地ですが、用途区分が農業用施設用地へ変更され、農業用施設の用に供する場合に該当し、許可は可能です。次に土地利用計画図をご覧ください。転用目的は、具体的にはもみすり事業になります。全体の事業面積は、3,465㎡ですが、青色で囲んだ部分が宅地となりますので、農地は赤色で囲んだ部分となり、面積が1,269㎡となっています。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきましては、私が担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。申請地は今事務局より説明がありました、菊池女子高校の南側の道路、菊池日生野線を水源交流館の方に向かって行って、行く途中に位置しております。今回の申請は、既存の糞摺り場が自宅でされておまして、非常に集落内ということで利用者も増えたということで、迷惑がかかるということでの今回の申請になっております。今事務局から説明がありましたように、牧場土地の横にあります農地を今回新たに申請して、その事業の一部に充てたいということです。糞摺り事業を行う場合には、昼夜を問わず事業をしなければならないということで、集落から離れた場所、あるいは被害防除あたりが発生しないようなところでやりたいという申請者さんの要望で、今回の場所が一番いいところになったということで、申請をされております。そのような中での申請です。給排水は不要で、生活雑排水は移動式簡易トイレを利用し、汲み取り処理をするということで、雨水処理につきましては自然浸透、なお計画地内において浸透柵を設置し、宅地内にて処理をする。被害防除計画につきましては、造成中被害防除対策、計画地に囲いを施すなど、土埃や土

砂の流出・堆積が起きないように対策を図り、周辺農地にご迷惑のかからないように配慮いたします。万一被害が発生した場合には、速やかに対処し責任を持って解決致します。完成後の被害防除対策につきましては、雨水や汚水等で周辺農地にご迷惑のかからないように十分配慮します。万一被害が生じた場合には、速やかに責任を持って対処いたします。また、近隣農地への日照、通風、耕作等への影響も少ないと考えますが、周辺農地への配慮には永久的に視野に入れて対応するものいたします。また、隣接する土地の所有者さん、あるいは地元区長さんの同意書も添付されておりますので、今回の申請につきましては、いた仕方ないと思っております。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑366㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西に約2kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地です。なお、申請地は第1種農地ですが、集落に接続して設置される場合に該当し、許可は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。7月7日に現地確認を行いました。申請地は、警察の通りを西側七城方面に行きますと、糸岡石油あたりの北原の交差点がありますが、そこを直進してパチンコ屋さんがある、その先のX字の交差点を山鹿方面に直進するような形で行って、100m程行きますと押ボタンの信号がありますので、そこを右折しますと神来集落の方に入っていきますが、それを右折して200m程行きますと交差点がありますので、そこを左折して概ね10m程の畑になります。この土地は、先月の総会において転用案件2件を承認していただいた土地に隣接する土地です。北側が道路、西側南側が住宅地、東側が雑種地となっております。申請人さんは、土地の選定にあたりまして、10カ所程候補地を探されたようですが、この申請地が市街地への交通アクセスが良く、また実家が近く周辺は閑静な住宅地であるということから、この土地を選定されたようです。また将来の家族構成を考えて、子育てをする際も現在の住居では手狭になるということで、一戸建ての建設を計画されました。給排水計画については、給水は市の水道に接続、生活雑排水汚水については、合併浄化槽を設置して、北側市道内の側溝へ接続放流。これにつきましては、排水同意もとられております。雨水は浸透枳を設置して、宅内処理をするということをございました。造成中・完成後の被害防除対策につきましては、責

任をもって対処するというものでありましたことから、転用やむなしと考えます。
ご審議方、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 番号4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑970㎡の所有権を取得して、太陽光発電設備に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市七城支所から南西に約2.5kmの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。なお、太陽光パネル294枚を設置する計画となっています。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。転用場所は、七城温泉ドームから県道植木インター菊池線で植木方面へ800m程行ったところにあります。申請人は現在、太陽光発電にしたい土地を探していたところ、仲介者によりこの土地を紹介されて今回の申請になっております。給排水計画については、給水及び雑排水はありません。敷地内の雨水は自然浸透による処理となっております。また、給排水計画等について、地元行政区に説明して排水同意書も取られております。問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 番号5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑439㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約1.8kmに位置する農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は国道387号線沿いを、憩いの森公園西側のセブンイレブンより東へ300m、周りを住宅地に囲まれた2種農地になります。申請者は自営業を営んでおられ、現在市営住宅に親子4人で住んでおられ、子ども

の成長に伴い手狭になるため、今後の生活設計を考え個人住宅を建設されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画は、市の上下水道を利用いたします。雨水については、雨水浸透柵を設置し、敷地内にて地下浸透させ処理します。オーバーフロー分については、排水路に放流します。被害防除計画については、造成工事はありませんが、建設工事中また完成後も、土砂流出など近隣に迷惑がかからないようにします。もし問題が生じた場合は、誠意をもって、速やかに解決いたします。以上のことで、転用はやむを得ないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 番号6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田509㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約600mの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地です。なお、申請地は第1種農地ですが、集落に接続して設置される場合に該当し、許可は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、泗水小学校運動場裏門から、北側市道を東へ400m、田中地区の東側の1種農地のため集落接続になりますが、周りは住宅に囲まれております。申請者は、現在近くのアパートに住んでおられ、親子8人で子どもの成長に伴い手狭になったため、2階建て個人住宅を建設されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上水道・下水道を利用します。雨水については、雨水浸透柵を数か所設置し、敷地内にて地下浸透処理します。オーバーフロー分については、隣接水路に放流します。被害防除対策については、造成中・完成後とも十分に注意し、万が一被害が生じた場合、事業主において責任を持って対処します。以上のことで、転用やむなしと考えます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 番号7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は不動産業を営む法人で、田1,005㎡の所有権を取得して、建売住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所

から北に約900mの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。土地の所在につきましては、只今事務局が説明されたとおりでございます。内容につきましては、今回の案件については、2階建ての専用住宅を4棟建てる住宅の分譲用地として所有権を移転されるということです。事業計画書等も出ておりますが、これはちょっと私の方から説明できない部分も一つありまして、農業委員会としてはやはり隣接農地に対する影響というのは避けて通れませんが、北側の農地を、これから見ると、上の写真左側の方が水田が北側にあるんですけども、そちらのほうの耕作されている方から、2階建てであれば若干影をうつんではないかということが出ておりますので、本来その同意書というのを法的に取るということではないということですけども、これはちょっと局長にでもお聞きしないといけないんですが、その後、この北側の農地の方とどういう風な話し合いがなされたか、ということ1点が私としては判断しかねるところですが、それ以外のことに関しましては、隣が住宅ということもありますので、給排水等も問題はありませぬし、西側の方は道路ですのでそちらも影響ありませんが、その1点だけがちょっと心配ですのでそこを回答いただいて、それ以外では私の方としては問題はないと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 資料は15ページになります。番号8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は、宅地建物取引業を営む法人で、田539㎡の所有権を取得し、建売住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北に約1.2kmの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は国道387号線沿いで、泗水老人ホームのこすもす荘入口より道路反対側に入り、北西に350m入った2種農地で、現況は住宅の横で長年耕作されていない耕作放棄地になっています。申請人は、建売住宅を販売する住宅メーカーです。ここ数年、泗水町に建築した建売住宅の販売実績も伸びており、申請地も建売住宅2戸建設予定ですが、十分に需要が見込める土地と

考えられておられます。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上下水道を利用いたします。雨水については、敷地内に雨水浸透柵を設置し、地下浸透処理をいたします。オーバーフロー分については、排水路に放水します。被害防除対策については、地上げ・整地を行う際には、周辺に土砂流出がないよう細心の注意を払い、万が一近隣に被害が生じた場合には、速やかに対策を講じます。完成後の被害防除対策についても、万が一被害を及ぼした場合には、速やかに対策を講じます。以上、転用に問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番について説明をお願いします。

事務局) 賃貸借権設定の番号1番です。資料は16ページになります。貸付人、借受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田1,323㎡を賃借して、太陽光発電設備に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約3.5kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。なお、太陽光パネル176枚を設置する計画となっております。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。7日の日に、事務局、推進委員、私と申請者による立ち合い調査をいたしました。スクリーンにありますように、387号線の花房郵便局から南の方へ向かいまして、左に入り込んだところに位置します。見た通り、周りに太陽光発電のパネル設置が多く設置されておまして、通常太陽光発電1mから1m50cmくらいの太陽光のパネル・柵を設置する計画になっております。申請地が縦長く南北にありまして、そこに11台のパネル設置を作る予定になっております。現在はスクリーンにありましたように、昨年度よりも前年の耕作者の方が戻すということで、このように荒れて耕作されておられません。それでこのような話がまとまりまして、ここに太陽光発電施設を作りたいということになっております。両脇に水田がありますが、了解を得られまして、ここに設置するということになりました。生活雑水とか汚水はありませんので、問題ないと思います。あと雨水に対しては自然浸透ということですので、オーバーフローしました水は、この土地の手前の方の排水路へ流すということですので、20年の賃借になっております。太陽光ですので、日陰とか、低い太陽光ですので問題がないと言えないと思われまして、太陽光の話ばかり問題を預かって参りまして、隣との境界をはっきりしてくれと申し上げております。やはり見た通り境界がなかなか分かりませんので、はっきり隣と境界をしてお互いに納得できるような運用をやって参りたいということで。境界よ

り1 m中に入ったところにフェンスを造るそうです。その中に、パネルを設置するということになっております。計画上は何ら問題ないと思います。

会 長) 次に、使用貸借権設定の1番について説明をお願いします。

事務局) 資料は17ページになります。貸付人、借受人、土地の所在、地目、面積、転用目的及び施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑2,609㎡を貸借して、牛舎に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約4.2kmの位置にある農地です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地です。なお、申請地は農振農用地区域内農地ですが、用途区分を農業用施設用地へ変更され、農業用施設の用に供する場合に該当し、許可は可能です。次に土地利用計画図をご覧ください。今回申請のあった牛舎3棟のうち1棟は新設となりますが、残りの2棟については既に建設されており、現在使用中であることから追認許可の案件にもなります。青色で囲んだ部分が、平成25年9月に先に農地転用の許可を受けた農地で、牛舎が建設されています。その後、熊本地震が起これ、その影響で肉用の素牛の価格が急落したことから、その価格が上がる前に急いで素牛を導入することになり、赤色で囲んだ今回の申請地内の黒色の点線で示した部分に、農地転用の許可を受けずに牛舎を増築してしまったということで始末書が添付してあります。位置図及び状況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。申請地は、国道325号線沿いのコッコファームのある交差点より、西へ曲がり東ふれあい牧場の次の四叉路を南へ曲がって400m程のところに位置します。7月7日に申請人さん、事務局、私とで現地調査をしました。申請人さんは、現在ご家族と肉用牛の繁殖をされておりますが、現在の牛舎では密害の状況であるために、傷を負ったり病気などが発生しており、新たに牛舎の増築をして飼育環境を良くするとともに、肉用牛・繁殖牛の頭数を増やして経営規模の拡大を考えておられます。申請地は自宅からも近く、既設牛舎の拡大の隣であり、周囲は飼料畑で迷惑をかけることもなく、お父様の所有であることから問題ないと判断されました。給水は、既設牛舎で利用されている地下水を利用する。糞尿処理は、既設堆肥舎において処理する。生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透。なお、計画地に浸透柵を数か所設置し、オーバーフロー分は既存水路へ放流。排水同意書、また隣接農地の同意書、周辺地区の同意書も添付されております。造成中は周辺農地に迷惑のかからないよう十分配慮し、完成後は日照・通風・耕作などへの影響も少ないと考えられますが、万が一被害が生じた場合は責任をもって対処しますとのこと。このようなことから、転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、質疑等を受けます前に、所有権移転の7番につきまして先ほど担当委員さんから日照検討の問題が発生しているということで、事務局の方にお尋ねがあっておりますので、事務局の方としての説明を求めておきたいと思います。

事務局) 北側の農地の所有者の方がちょっと不安に思われているということでしたけれども、代理人の話では一応1か月程待ってくれという話ではありましたが、概ね了解されているということをおっしゃっていたという風にお聞きしております。あと、農地に対する影響については、実際に家が建ってからでないかと検証は出来ないのかなという風に考えております。以上です。

会 長) 疑問に思っておられる中で、建ってからしかその判断が出来ないとなかなか委員会としてもどういった対応をするべきか分からないし、まずもって私たちが申請された方に反対ではなくして、既存の農地をいかにして守っていくかというのも視野に入れた中での委員会という審議をしておりますので、そこら辺りやっぱり求められた以上はきちっとした対応ができるようにしてもらわないと、建った後にということになれば、誰が責任をもってその後のことを対応するかという問題が発生しますので。そこら辺りは、それ以上は出来ないということですか。

事務局) 会長がおっしゃるように、出来た後にというのは拙い訳でして、事業計画の中でそれを審査する段階で隣に影響があれば、農地転用許可基準上、許可は出来ないという風に思います。ですから、事業計画の内容を変えて隣の農地の影響がないようにしてもらうか、ということにかかってくるかと思います。隣の方が同意の方向に向いておられるのかもしれませんが、明らかに影響を及ぼすんだったら問題でしょうし、隣の方が営農上、どれだけ影を打つか分かりませんが、影を打っても別に問題ないということで、法廷添付書類ではないですが同意書などを提出されれば、それはそれで進められるかと思いますが、今の状況ではちょっとどうかと、事業計画を変えるなりしなければ先へ進めません。

高山委員) 11番の高山です。今、代理人とおっしゃたのは、どちらの代理人の話ですか。申請されてる方の代理人ということですか。

事務局) 申請者・転用者の代理人です。

高山委員) そうすると、これはやっぱり北側の方のお話を聞かないと、申請者の代理人の話は悪い話ではないんじゃないかなと思うのと、すいません、これはこの前ちょっと揉めてたあの案件とよく似てるんですね。花房か木柑子かなんかの。あの時は太陽光のパネルだったんですけど、あれはなんか設計図面を出してもらって、そしたら採光がどれくらいなのかというのをい出してもらったような気がするんです

よね。元々私がこれを見た時に、建売住宅何戸そこに建てられる予定か分からないけど、庭とか駐車場が広いなら反対側に寄せたらいいんじゃないかと。お聞きする時からそれは感じてたんですけど。そこそこ広くて設計図面がどうなるかを見て、高さがこれくらいというのが出てからじゃいけないんですかね。

会 長) 今お尋ねがあった件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局) 農地への影響ということでございまして、それを確認する資料も事務局としても預かっておりませんので、一旦その隣地の北側の農地の方の同意書を貰えれば許可ができるというような流れではいかがでしょうか。

会 長) 隣接の同意書が取ればですね、それはいた仕方ないと思いますけど、今は取ってないということでしょう。

事務局) ちょっと待つてほしいと言われてる、という風にお聞きしておりますので、概ね同意される意向であるとはお聞きしております。

会 長) 同意される意向では私たちも審議のしようがありませんので、同意されるのか、条件が付くのかということが分からないような状況ですので。今の件も含めまして、農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。全体を含めた中でのことと、今の件に関してでも結構ですので、よろしくお願いたします。

工藤真理子委員) 今の件に関してですけど、私も議案検討会の時に見ております。その時に、隣接農地の承諾書は取れていないですけど、取れるだろうというところで進めてきたら、今日取れていないということだったので、やっぱり取られる前に高山委員が言われたように、建設されてどれくらいの高さになって、どれくらいの影が打つのかというのをきちんと出して貰った方がいいんじゃないかと思います。

永田正一郎委員) 7番の永田です。どの位置に建つかですよね。話を聞いたところでは、その2階建ての建売住宅が建った時に、その真裏側になるのか、それとも南側に若干寄るのか左側なのか。

川口委員) その計画図面は貰ってますけども、当然北側の方に、真後ろに建つようになるので。高さとかは書いてないです。

荒木委員) 15番の荒木です。やっぱりこのことなんですが、さっきも言われたように、太陽光のことと同じだと思うんですよ。承諾書をちゃんと取られてから審議に

かけたらどうですか。今ここで私たちが承諾しますということは絶対言えないと思います。後々が困ります。

川口委員） すいません。あの担当としてとは言うことですが、非常にこの場所的に難しい場所で、事務局に説明をもらった時に、行政区としては私の担当のところなんですよ。でも、現場は私の担当じゃないんですよ。だから、今日話しましたが、移転を受けている方は当然地元の農業委員さんに相談される、これは正しいと思いますけども、だから地元の農業委員さんにも聞いてもらってもよろしいですか。

右田博昭委員） 僕のところに相談に来られまして、家が建つのが分かるけども、計画を見せてもらったから、自分のところから1mのところから必ず影を打つから、業者にはまだ今の状態では同意書の印鑑は打てないと言っていました、という話でした。建物的に北側に寄せて建てるのは重々分かっている。自分が建てる時も北側に寄せてから家を建てるからそれは分かっているんだけど、影がどれくらい打つのかはつきりしないから、今度8日に行政相談があるので、その行政相談に行って話を聞いてみるから、それまでは印鑑は打たないからね、という話でした。なので、そのこのところは話に出てますように、大体どの辺まで影が打つとか、そういうのが分かればそういう資料にしてお話をしたら納得されるんじゃないかとは思いますが。そして自分の家も、多分次の段階になってきた時にそこを売ってそういう状態になった時も可能性もあるから、自分としては地区の人の持ち物でそこを売るので文句を言いたくはないけれども、実質的に影を打って悪さをするならという感じでした。一応だけど、代理人に連絡を入れて、大体こういうのはどういう感じになるんですか、という話をしまして、どうしてもいる許可証ではないから、挙がってくれば、書類が整っていれば上に挙がってきて総会にかかりますよ、という話はしておきました。だけど、その後まだお会いしていないのでその話は進んでおりませんが、さっきの意見を通していただいて、どのくらいの影を打つのかを向こうに資料として見せてやったら、とは思います。以上です。

会 長） 7番につきまして、何かまだ質疑がありますか。

永田孝子委員） 16ページの永田委員がおっしゃいました、境はちゃんとされているんでしょうか。また、この間みたいに境が分からないからどうのこうのじゃなくて、ちゃんと境は境でしておかないと、後々大変揉めますので、そこはちゃんと前もって境は分かって、お互いに話し合っていていただきたいと思います。荒れているみたいだから分からないとおっしゃったけど、荒れていて分からないじゃなくて、ちゃんと事前には農地の広さは分かるんじゃないでしょうか。

会 長） 現地調査の時に話が出ていたなら、そこら辺りは事務局はどう確認していますか。

事務局) 先ほど永田委員さんの方からもおっしゃったとおりに、非常に分かりにくい境になっていますので、そこは隣接の方とちゃんと協議して、フェンスが1.5m内側に建てられるということでしたので、そこが分かるようなことを立ち会いで必ずしてくださいとお伝えしたところ、代理人の方は了承されていまして、そこは大丈夫かと思えます。

永田孝子委員) 大丈夫ですね。荒れているからどうのこうのしていたけど、荒れているんじゃないで、ちゃんとその境はあるんじゃないですかね。面積においてちゃんと田んぼの面積は。

事務局) 地籍調査の方がまだ終わってないとは思いますが、もちろん所有者同士であれば境は分かると思いますので、いずれにしても地籍調査は後日あるので、そこはされるというところでお話は伺っておりますので、大丈夫かと思えます。

永田孝子委員) やっぱり境は大事なんですよね。もう後々がとても揉めますので、そこだけはちゃんとしておかないと、ずっと末代まで残ると思っていますので、きちんとしてください。

会 長) 他にはございませんか。

緒方哲郎委員) 7番のことですけど、以前私もちょっとお話したんですけど。現地確認の時に隣接許可は要らないですか、取らなくていいですか、と言ったら反対に怒られたような感じで、そういうのを取ったらもしも反対された時にはどうするんだと、大体提出書類には入っていない、というような感じで言われたんですよね。だからその時も、右田委員さんが言われたように、書類が揃っているからということで議案の方には挙げられたんですけど、なんか市独自でそういうのを取るようにしようとかそういうのは出来ないのかなというのがちょっとあるんですよね。排水同意もやっぱりいるんじゃないかなというのもあるし、隣接の許可あたりはやっぱりとっていかないといけないところがあると思うから、市独自のというのは出来ないものかな、と以前から思っていたところがあるので、そこをお尋ねしたいです。

会 長) 私個人もですね、やはり隣接の同意はとるべきだと、私はいつも言っています。ただ、法律的にそこまで、というような話が最近非常に耳にするようになりましたけど、そしたら隣接同意がなかったら隣の人ができるか分からないような状況になってくると思うんですよね。やはり緒方委員が言われたように、強制はできないかもしれないけども、提出ができる・できないは別として、隣接の同意書あたりは求めるべきだと、私は思っております。

事務局) 先程の隣接者の同意というのを取っていて、これは法廷添付書類ではないものですから、事業者側には周辺への被害防除措置を講じられているかどうかということ担保としている訳ですよ、許可する時には。ですから、必ずしも隣接者の同意書を取るところまでいかない。取っていて総務省の調査が行われる時に取られてると、どのような行政機関がやっているかという調査は総務省ですね、調査が入ってその時に法廷添付書類ではないというのを取っているという農業委員会があるということで、農水省が怒られて、農水省からこういう余計なことまで取らせているという通知が出てるんです。だから、固いことを言いますが、行政的には、そういうようなことで動いております。ですから、隣に影響が生じない限りには、事業者が事業を行う時の被害防除措置がどうか、というところで我々は審査がないのかな、という風に思います。

緒方哲郎委員) ということであるならば、5番あたりに被害防除計画というのが必ず出てくるので、この2番の完成後の被害防除対策ということ、私たちはしっかり確認していけば大丈夫ということ、良かったですか。隣接の人がまだ納得していないというのはどうですか。

事務局) 納得してる・してないという前にですね、転用の許可する時は皆さんが審査されておられるのは、農地区分がひとつ、それから場所がどうか、それから一般基準というのがもう一つありまして、そこで周辺の農地への影響がないかどうか。影響があればそれは許可できないということになります。そういう審査のやり方になっていますので、だから一般基準の時はいくつかあるんですね。許可後すぐ事業に取り掛かるとか、通風の問題とか、他の法律がかかってくればそちらの方はちゃんと許可できる見込みがあるのか、というところで見ますので、すぐに取り掛からなければ、許可を受けてから農地として利用できる期間があるわけですので、速やかに取り掛かるかどうかとそういうところで見っていきます。

緒方哲郎委員) 例えば、右田委員さんが北側の方に言うとするならば、完成後の被害防除対策でちゃんと書いてあるから、なんかあった時には言ってくれ、それをここから申請者の方に言ってどうにかできますよ、という感じで説明するんですか。それともう一つ、完成後の被害防除対策が何年続くかですよ。これも恒久的に対応しますという文章が書いてある時もあるけど、速やかに対応しますというのものもあるから、その辺がちょっと難しい。

事務局) すみません、ちょっと緒方委員さんの回答になるかどうかは分からないんですけども、一般基準の方で、日照とか通風に問題がありそうな時は、やはり同意書を取っていただきたいと思うんです。同意書が要らないというのは、一律に求めないというのであって、やはりその隣接の方が心配されてるというのは私も農業委員さんにお聞きしてましたので、それはやっぱり当然要るんじゃないかと農業

委員さんに伝えたところでした。なので、やはりそういった声が隣接の方からあがっているということであれば、やはりその同意は必要ではないかなという風には思っております。ただ、一般的にそうでもないところというのは、一律には取ってはいけないという通達が出ておりますので、それはちょっと求められないのかなと思いますけれども。今回の件につきましては、やはり必要なのかなという風に思っております。一応ちょっと右田委員さんから私もお聞きしたんですよね。申請が出る前に。だから担当者にも伝えて、申請が出たら気を付けておいた方がいいですよと言ったところが、申請が出た時に同意書が出るという話だったので受け付けたところだったんです、今回は。それで、出てこないかと、現地調査に行った時もお話をされたということで、ちょっと待ってくださいということだったので、ではそういったことであれば、委員さんたちがやっぱり同意書が出ないのなら心配だから、ここで許可相当、今日出すことが出来ないということであれば、それはそれで仕方ないのではないかなと。同意書が出ないとダメですよということであれば、業者さんの方にそのようにうちの方から伝えて、同意書が出たらいいですよという風になるのかな、と思っております。

高山委員) 11番の高山です。要するに今話をまとめると、法廷添付書類として同意書は一般的に求められてないと、だから全ての案件でそれを求めてはいけないと。けど、先ほどからお話が出ている、その被害防除措置が必要だということでは、やっぱりお隣の方がそういう風に心配をされているだけではなくて、ある程度客観的にみて鍵になりそうだというような場合には、その同意書を求めるみたいな、そういう弾力的な運用で全然問題ないのかなと。全て下さいというのは確かに問題あるけど、やっぱり本当に問題のある案件、先ほどおしゃった採光とか通風の関係、それはもつともだと思うんですよね。そのような場合には、そういう措置をされるか、もしくはお隣の方がいいですよという同意書を求めるというのは全然おかしくないように思います。いかがでしょうか。

会 長) こういった問題は、十分審議をしていかないと。1回転用したなら最近の説明では、もう転用したから農業委員会は転用した以上は農地じゃないから関係ありません、というようなお話もあってるんですよね。では誰が許可後のそういった災害防除対策とか色んなことを誰がするのかと。今は現地から同意書取らなくていいと言われてますけど、今日もしもこれを許可相当として許可した場合には、今日県の方に提出して転用がされた場合には、もう私たちの管轄外になるというようなお話ですので、今の事務局の話は。そういった案件がかなり出てきておりますので、その後の被害とか色んなことは誰がするのか。言うのは簡単ですが、担当は誰がするのかというのは、もう農業委員会は今日の決定次第ではもう関係がないような感じで言われておりますので、そういったところで十分審議をしていただくとと思っております。

川口委員) 隣接農家の方に、それをあんまり出せないということであれば、事業計画書の中に必ず入っている完成後の被害防除というのがありますけど、それをしっかりとその事業計画を出されている業者さんに周知徹底して。要するに、委員会も含めて、施工する側の方にちゃんとした括りを作っておかないと、建ってみないと分からない場合に良い場合もあるし、悪い場合もあった時にそれを分からないで同意書を押さなくても、事業計画の中に悪いのが出てきた場合には、業者の方で見ますという一筆が必ず入っていると思うので、そこは絶対逃さないで、業者の方には何かあったらやらせるというようなことを徹底しておけば、農家の同意書がなくても知り合いの方が頼みに来たりすればなかなかノーと言えない場合もあるので、業者の方に枷を付けておかないといけないんじゃないかと思います。

会 長) 他にはありませんか。

永田正一郎委員) 高低はどうなんですか。前と後ろの高低は。

事務局) 北側から写してます。こちらが農地で、田んぼがちょっと段下がりくらいです。砂利とかが敷き詰めて地上げしてあるような状態です。

川口委員) あの小さい三角が見えてるところが下の方の畦で、それより田んぼはもう一段下になる。

荒木委員) 7番は、もう保留にしませんか。保留にした方がいいと思います。

会 長) 7番以外では、他にお尋ねやご質疑はございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 7番を除いた他で、ご質問やご意見もないようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 7番以外は全員挙手ですので、許可することに決定いたします。7番につきましては、先程、質疑が出ております隣接者のお考えとか、また申請者さんとのお話をされてから審議をしたいということで、今回は保留という形で取り扱うならと思います。これに対してご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、今言いましたように今回は保留といたします。

次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) 議案第4号／農用地利用集積(案)について、ご説明させていただきます。

18ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長) それでは全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番についてのご説明をお願いいたします。

事務局) 19ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定13件、使用貸借権設定4件、中間事業による賃貸借権設定3件・使用貸借権設定1件、所有権移転が3件となっております。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。21ページをご覧ください。番号1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。こちらの案件につきましては、中間管理事業の売買になります。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。7月7日に本藤推進委員と2人で現地調査に行きまして参りました。所有権を移転する方はご高齢であり、農地を手放したいと考えられ、今回所有権の移転を受ける方へ売り渡されたものです。また、この申請地は、近々基盤整備等がございます。そしてまた中間管理機構でございますので、この申請地も買い手が決まっているようでございます。何ら問題ないと思っております。よろしく願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。この申請地は、移転を受ける方が小作をされておられました。それで移転をされる方が買って欲しくないかということになりまして、話

がまとまった案件です。支払いの金額的に私たちのところからすると反当りの金額が低いんですけれども、移転をする方がどうしても必要だということで、相互合意の中での案件になりますので、何ら問題ないと考えます。移転を受ける方は後継者もおられますし、しっかりと管理もされる方ですので、問題ないと思います。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、3番をお願ひいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。こちらは農業用施設の売買になります。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。譲渡人の要望による所有権移転です。場所は七城町のメロンドームから北西へ約3km程進んだところにあります。譲渡人は営農を縮小されており、今回の申請になっております。譲受人は山鹿市で認定農家になっており、七城の岡田地区にも畜舎を持っております。今回の農地は、農業用施設用地として利用を予定しておられます。鶏のカゴを洗う洗い場としての利用を考えておられます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転3件のほか、賃貸借権設定13件、使用貸借権設定4件、中間管理事業4件となっております。しばらくお時間をお取りしますので、内容をご確認していただきますようお願いいたします。

(議案の内容確認)

会 長) 議案の内容をご確認していただいたと思いますので、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願ひします。

事務局長）議案第5号／農用地利用集積計画変更承認について、ご説明させていただきます。32ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画につきまして、別紙のとおり、事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。詳細につきましては、担当よりご説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長）それでは事業計画変更につきまして、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局）33ページをご覧ください。農用地利用集積計画変更承認についてです。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、当初事業計画、変更後事業計画につきましては、議案書記載のとおりです。こちらの案件につきましては、平成30年8月13日に農用地利用集積計画で公告しました、使用貸借権設定によります転用申請の計画変更になります。転用目的の方が当初機械倉庫・飼料倉庫であったものが、牛舎と堆肥舎に変更されたものです。以上です。

会 長）次に、担当委員さんの意見をお願いいたします。

榎田委員）5番の榎田です。申請地は七城支所から東の方へ1kmくらいの新古閑地区の集落内にあります。申請人は当初、農業用機械倉庫と飼料倉庫として申請を行い承認を受けておりましたが、その後、後継者が就農し、早急に牛舎および堆肥舎を作る必要があり、今回の変更申請になりました。ただ、今回の変更申請には、当初の機械倉庫と飼料倉庫から牛舎と堆肥舎への変更ということで、農業施設という点では同一ですが、牛舎と堆肥舎になったことで臭いや汚水が発生するのではと地元の方より苦情が出ております。しかし、この問題に関しては、地元の区長さんに間に入っていただき、後継者が苦情を申し出た方に丁寧に説明し、了承を得るように助言をしました。翌日、区長さんから決まったことには協力するという連絡を受けております。皆様方のご審議をお願いします。

会 長）事業計画変更につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件に関しまして何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長）ご質問やご意見もないようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号／あっせん申出について、ご説明させていただきます。34ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんの申し出が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定していただき、併せましてあっせん委員を指名していただくものでございます。今回の案件は、売渡し1件と買受け1件となっております。35ページをお開きください。売渡希望の「あっせん申出書」でございます。申請者の氏名・住所・売渡希望農地の所在地等につきましては、表に記載のとおりでございます。売買希望金額は10aあたり40万円となっております。位置図につきましては、36ページをご覧ください。あっせん委員につきましては、売渡希望農地の所在地から鑑み、永田正一郎委員と田中推進委員にお願いしたいと考えております。次に37ページをお開きください。買受希望の「あっせん申出書」です。申請者の氏名・住所・買受希望農地の所在地等につきましては、表に記載のとおりでございます。売買希望金額は10aあたり80万円から120万円となっております。あっせん委員につきましては、買受希望農地の所在地から鑑み、永田正一郎委員と西山推進委員にお願いしたいと考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) あっせん申出につきまして事務局から説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、承認することに決定し、あっせん委員につきましては、事務局から提案がありました、1件目を永田正一郎委員と田中推進委員、2件目を永田正一郎委員と西山推進委員を指名することに決定いたします。

次に議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第7号／非農地証明願について、ご説明させていただきます。38ページをご覧ください。非農地証明願が提出されましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただき、非農地証明書を交付するものでございます。今回の案件は、1件となっております。開けていただいて39ページをご覧ください。「非農地証明願」となっております。願出人の住所・氏名・土地の所在、地番・地目・

面積・所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、40ページをご覧ください。当該地は熊本地震により法面が崩壊し、耕作不能となっていることから、所有者の願出により、非農地と証明するものでございます。担当地区の丸山会長・坂本推進委員と事務局で現地調査を行っているところでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) 非農地証明願につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、交付することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、交付することに決定いたします。
次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局) 41ページをお開きください。報告案件は、合意解約についてのみとなっております。今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が5件あっており、詳細につきましては、42ページから44ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がありましたが、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、報告案件につきましては、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

議案第1号の新規就農の給付金の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局) 先程の質問にお答えできませんでしたので、農政課に確認したところ、市の事業である菊池市担い手育成就農奨励金が45歳未満、それと国の事業である農業次世代人材投資事業が50歳未満ということで確認が取れましたので、ご報告させ

ていただきます。以上です。

川口委員) すみません。今のは他には何もないんですか。年齢だけですか。例えば何年間とか。

事務局) 担い手育成奨励金につきましては、親元で就農されている方は該当するという事で、全くの新規就農については2年間営農をされた方ということでお聞きしております。国の事業につきましては、認定新規就農者を取ったあとに、農業次世代人材投資資金の事業を申請するという形でお聞きしております。また、国の事業につきましては、貰った年についてその倍の年間営農しなくてはいけない、ということでお聞きしております。奨励金については、5年間の報告書の義務があるということです。詳しくは、農政課にお尋ねください。

会 長) 他に何かご質問やご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、これをもちまして「令和2年第7回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩